令和８年（フ）第１４号
北海道沙流郡平取町本町112番地19　本町教員住宅86
債務者　西内　隆男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉見慎太郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
宮崎県都城市若葉町63号１番地　ヌーベルオーブＡ102、前住所宮崎県都城市早水町3387番地３　パークサイド早水壱番館201
債務者　岩松　理香
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大樹
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５１９２号
大阪市淀川区十八条２丁目３番20号　松久ハイツ　101号
債務者　東恩納英里
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　真紀
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４７号
大阪市東淀川区大桐２丁目17番２号　シャーメゾンＪｉＪｉ　101号
債務者　中川　莉沙
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　陽香
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２２号
大阪市大正区千島２丁目４－３－647
債務者　峯山　和大
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　慶太
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４３５号
大阪市阿倍野区美章園２丁目２番12―402号
債務者　松井　由佳
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　勇輝
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６３号
大阪府枚方市堤町５番22―201号
債務者　永坂　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　達哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１７号
大阪府高槻市富田町１丁目21番７号　大栄ビル302号
債務者　早川　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家藤　卓也
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７５８３号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目11―10　ＨＷ．ＨＩＬＬＳ　Ⅱ　102
債務者　小島健太郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１６号
東京都大田区中央３丁目16―14
債務者　角田　俊樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１７号
東京都品川区南品川１丁目８―22―204
債務者　高橋　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６２０号
東京都板橋区徳丸３丁目31―18―102
債務者　中垣　栞利
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６２１号
東京都足立区西伊興４丁目４―12　グリーンパーク弐番館102
債務者　石川　和美（旧姓柳）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４７号
東京都江戸川区北篠崎２丁目11―２―205
債務者　森尾　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４８号
東京都江戸川区北篠崎２丁目11―２―205
債務者　森尾　真唯
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４９号
東京都中野区沼袋１丁目29―２―302
債務者　大園　康昭
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５０号
東京都杉並区成田西２丁目11―24　美多コーポ　2
債務者　坂口　　正
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部